

第3次太宰府市子ども読書活動推進計画



令和6年3月

太宰府市

はじめに

日頃より太宰府市の教育行政にご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。本市は昨年度市制施行 40 周年を迎え、「太宰府市まちづくりビジョン」を基に、次の 10 年に向けて令和の都としてのさらなる発展を目指しています。そのなかでも、次代を担う子どもたちの意欲を高め、その能力を引き出す「世界に羽ばたく人材育成」を積極的に進めているところです。

国は子どもの読書活動推進のため、平成 12 年を「子ども読書年」とする決議を行い、それを契機に平成 13 年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布、施行されました。また、この法律に基づき、平成 14 年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定、そして令和 5 年 3 月にはその第 5 次計画を策定して、現在に至っています。

本市においては、すべての子どもが自主的に読書活動を行うことができるような環境づくりを目指し、平成 24 年度に「太宰府市子ども読書活動推進計画(第 1 次)」、平成 30 年に第 2 次計画を策定し、家庭・地域・学校・行政が連携しながら様々な事業に取り組んでまいりました。おかげさまで学校図書館での貸出数の伸びなど、一定の成果を挙げてきているところです。

この度第 2 次計画から 6 年が経過したことを受け、国や県の取り組みを参考にしつつ子どもたちを取り巻く社会状況の変化も考慮しながら、第 3 次計画を策定いたしました。未来あるすべての子どもたちがたくさんの本との出会いによって心豊かに成長し、読書により培われた知識や能力を活かし世界に大きく羽ばたいていくことを願い、本計画を推進してまいります。

結びに、本計画策定にあたりまして貴重なご意見やご提言をいただきました太宰府市立図書館協議会委員の皆様、アンケートやパブリックコメント等を通じご協力いただきました市民の皆様、その他ご協力いただきました全ての皆様に心から感謝を申しあげますとともに、子どもたちの限りない飛躍と皆様方のさらなるご健勝ご多幸を祈念し、巻頭の挨拶といたします。

令和 6 年 3 月

太宰府市長

楠田大蔵



目次

第1章 計画策定の背景

- 1 子どもをめぐる社会状況の変化と求められる能力 1
- 2 子どもの読書活動の現状 1
- 3 配慮すべき社会状況と課題 4

第2章 基本的な考え方

- 1 計画の概要 6
- 2 計画策定にあたって 7
- 3 施策体系図 8

第3章 推進のための方策

- 1 妊娠期・乳幼児期 11
- 2 学齢期 14
- 3 青年期 18
- 4 協働 21

資料編

- 用語解説 26
- 子どもの読書活動の推進に関する法律 30
- 第3次太宰府市子ども読書活動推進計画策定の経過 33
- 太宰府市立図書館協議会委員名簿 34
- 第3次太宰府市子ども読書活動推進計画関係課会議委員名簿 34

第1章 計画策定の背景

1 子どもをめぐる社会状況の変化と求められる能力

I o T（モノのインターネット）やA I（人工知能）といったI C T技術の発展やスマートフォンなどのメディアの普及により、子どもたちを取り巻く環境は急激に変化しています。さらに、多様な人々が社会的・経済的に国境を越えて、自由に行き来するグローバル社会が構築されつつあります。

このような急激な変化の中、これからの時代を担う子ども達には、状況の変化に対応し、自らの力で課題を解決していく力が求められています。

文部科学省は平成29・30・31年に学習指導要領を改訂し、「生きる力」を育むための資質・能力として、「学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性」「実際の社会や生活で生きて働く知識及び技能」「未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力」を三つの柱としました。

子どもが読書活動をすることで、知識・語彙を増やして思考力を高め、自分の考えを正しく言語化して表現力を磨き、相手の気持ちに共感しながらコミュニケーションを図ることができます。そうして社会的包摂の概念のもと、多様な人々と協働し、新たな価値を創造しながら課題を解決しようとする力を育ていき、自らを幸福で精神的に満たされた状態に保つことが出来るようになります。

2 子どもの読書活動の現状

（1）小学生の読書状況

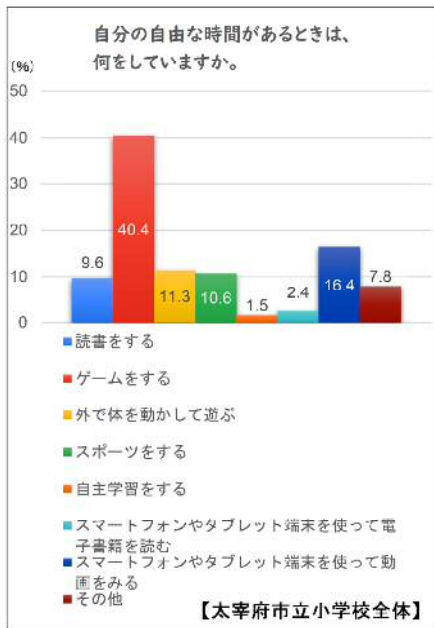
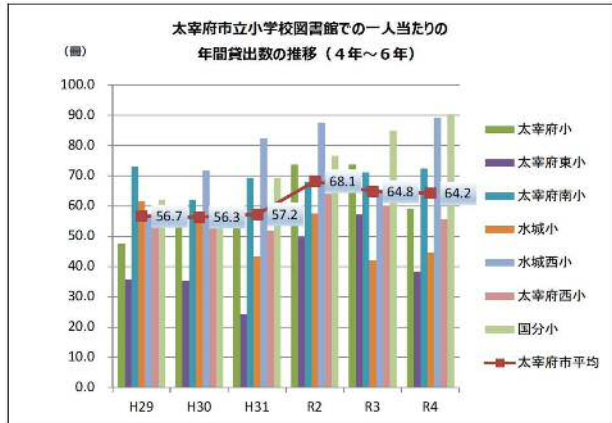
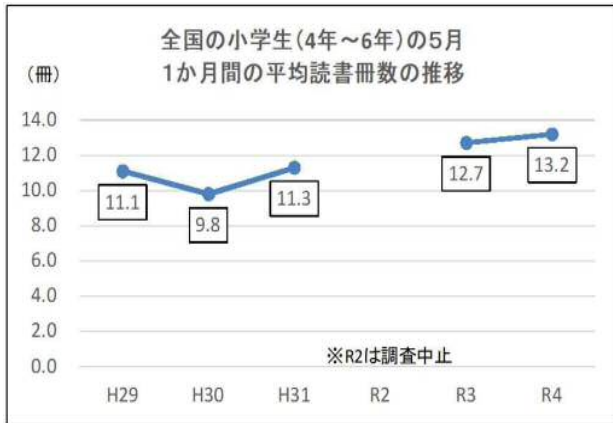
令和4年度第67回学校読書調査報告によると、全国の小学生（4～6年生）の5月1カ月間の平均読書冊数は、平成31年度までは11冊前後でしたが、令和3年度から13冊前後へと微増しています。

太宰府市では、学校図書館を利用した小学生（4～6年生）の年度ごとの1人あたりの平均貸出冊数は、「太宰府市子ども読書推進計画（第1次）」で新規事業として取り組んだ学校司書配置が実現したことにより、平成24年度から年々大幅に伸びてきました。しかし、令和2年度以降の貸出数は停滞している状況です。

令和4年度に市内公立小中学校でおこなった「子どもの読書活動状況に関するアンケート調査」^{（注1）}によると、自分の自由な時間はゲームをするという児童が

40%を超えており、動画を見るという児童と合わせると56%を超えます。刺激的なメディアが身の回りに溢れる中、どのように読書時間を確保していくのか今後の課題です。

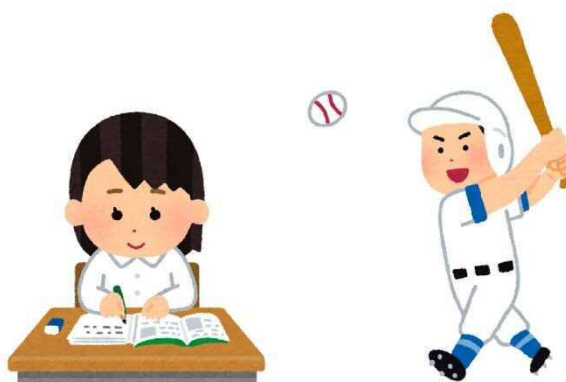
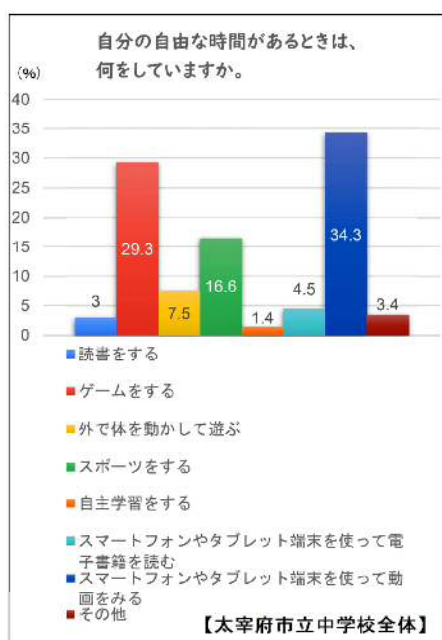
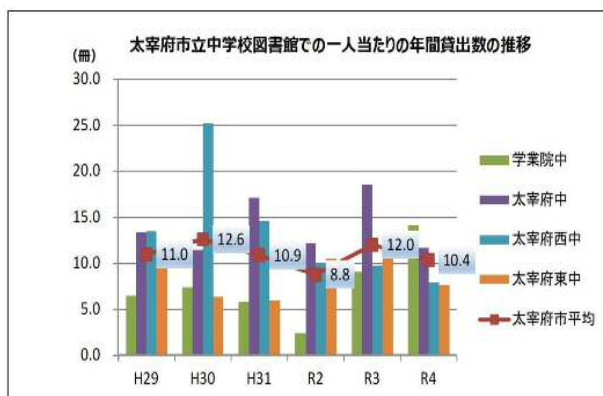
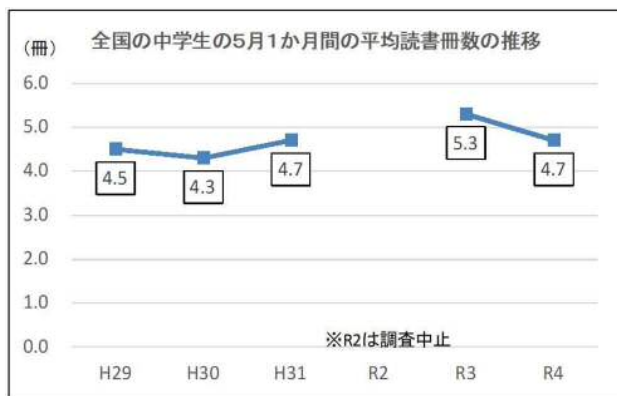
(注1) 令和4年10月17日～令和4年10月28日 福岡県教育庁福岡教育事務所主催で行った「子どもの読書活動に関するアンケート調査」太宰府市立小学校第5学年および中学校第2学年の児童生徒が対象



(2) 中学生の読書状況

令和4年度第67回学校読書調査報告によると、全国の中学生の5月1か月間の平均読書冊数は、5冊前後で推移しています。太宰府市の学校図書館を利用した中学生の年度ごとの1人あたりの平均貸出冊数は、平成29年10月から市立中学校の学校司書専任配置がされたこともあり、28年度までの8冊前後から10冊前後に伸びてはいますが、小学生と比較するとまだ十分な冊数とは言えません。先の「子どもの読書活動状況に関するアンケート調査」では、自由な時間をゲームや動画に費やす生徒は63%を超えています。さらには部活動や勉強など読書

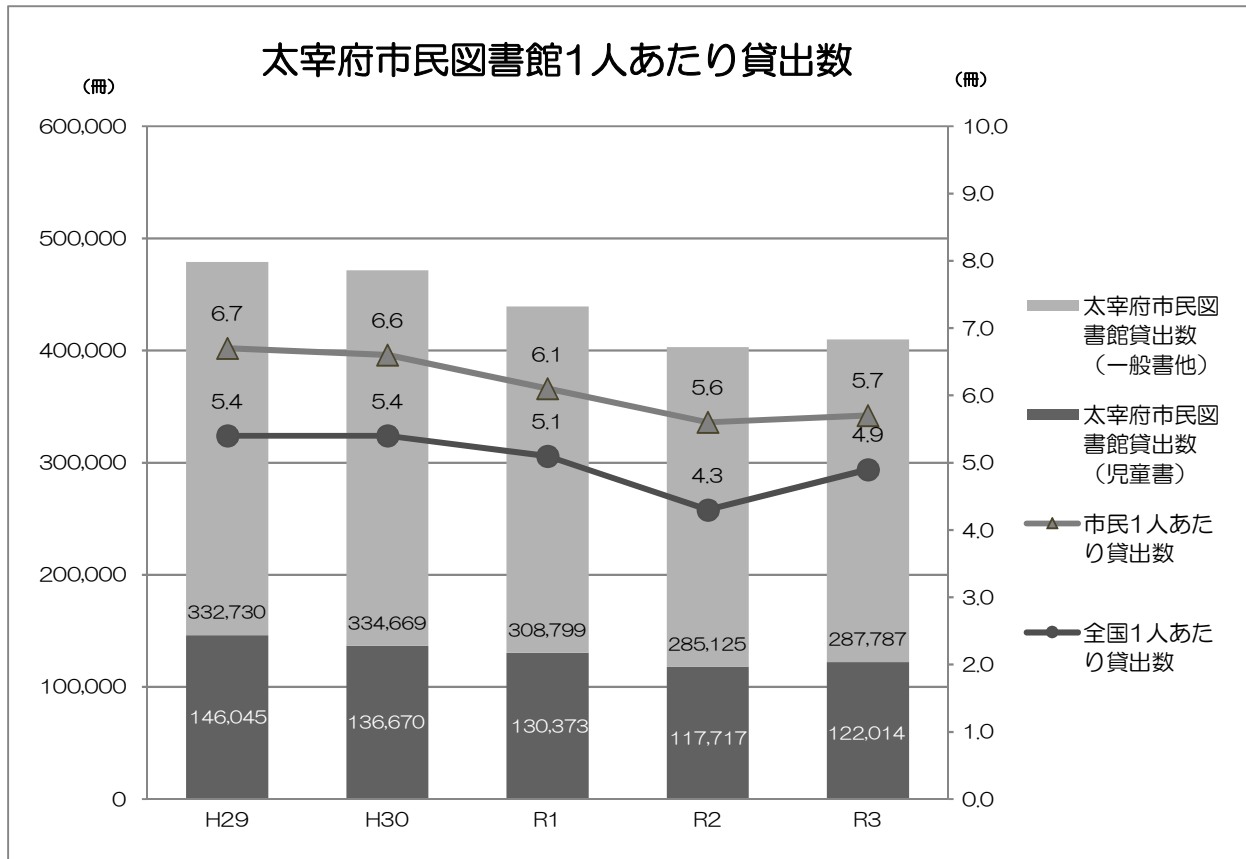
以外の時間も必要なことが、貸出数が少ない要因として考えられます。



(3) 子どもと本をつなぐ「大人」の読書活動

子どもの読書活動において、子どもと本をつなぐ「大人」の存在は大きく、ないがしろにはできません。

その反面、1970年代頃から問題視されてきた全国的な大人の読書離れについては、子どもの読書活動推進の機運が高まる今に至っても有効な対策が見いだせず、改善されていません。当市においては、市民図書館での市民1人あたり貸出数が全国平均を上回る水準にはありますが、令和2年度のコロナ禍による休館の影響を差し引いても、総貸出数は減少傾向にある状況です。日常生活を本と共に過ごし、読書を楽しむ大人の姿は、子どもへの生きた読書支援活動です。子どもだけでなく、大人も併せて対策をしていく必要があります。



3 配慮すべき社会状況と課題

(1) 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の制定

令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）が公布・施行されました。この法律は、「視覚障害者等（視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍（雑誌、新聞その他刊行物を含む）について視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与すること」を目的としています。この法の第五条には地方公共団体の責務が定められており、福岡県教育委員会は令和5年6月に「福岡県読書バリアフリー推進計画」を策定しました。当市においても読書のバリアフリーの取組を推進する必要があります。

(2) デジタル社会に対応した読書環境の整備

図書館などの社会教育施設においては、デジタル基盤を強化するとともに、デジタル技術を活用することで、地域の教育力や国民全体のデジタルリテラシーを向上させることが求められています。また、学校においては、個別最適な学び、協働的な学びの一体的充実、教育の保障を実現するため、G I G Aスクール構想が進展し環境整備が進んでいます。

こうした状況を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、多様な子どもたちの読書機会の確保、非常時における図書などへの継続的なアクセスを可能とするために、子どもたちの健康や発達段階などに配慮しつつ、デジタル社会に対応した読書環境を整備する必要があります。



第2章 基本的な考え方

1 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項に規定する「市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」として平成24年度に策定した「太宰府市子ども読書活動推進計画」の第3次計画であり、本市における子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的・計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とするものです。

また、本計画は、「第2期太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（まちづくりビジョン）並びに「太宰府市教育大綱」を踏まえて策定することとします。

(2) 対象

0歳からおおむね18歳以下の子どもとします。

(3) 期間

令和6年度からおおむね5年間とします。ただし、社会情勢の変化や総合戦略などの策定状況に合わせ、必要に応じて見直しを行います。また、令和5年度を点検・評価の対象年度として含みます。

(4) 計画の推進

本計画の目標を達成するために、関係領域（家庭・地域、幼稚園・保育所など、学校、図書館）所管の各課・機関が協力し、計画の理念や施策に対する理解を浸透させるとともに、保護者・ボランティアや読書関係団体を含めた全市的な連携のもとに着実な推進を図ります。また、本計画における取組みについての点検と評価を太宰府市立図書館協議会に諮ります。

子どもの読書活動に関する市計画など

H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
			第2期太宰府市まち・ひと ・しごと創生総合戦略									
太宰府市教育大綱				延長中								
市子ども読書活動推進計画 (第2次)						1年 延長	市子ども読書活動推進計画 (第3次)					

2 計画策定にあたって

(1) 計画の目標

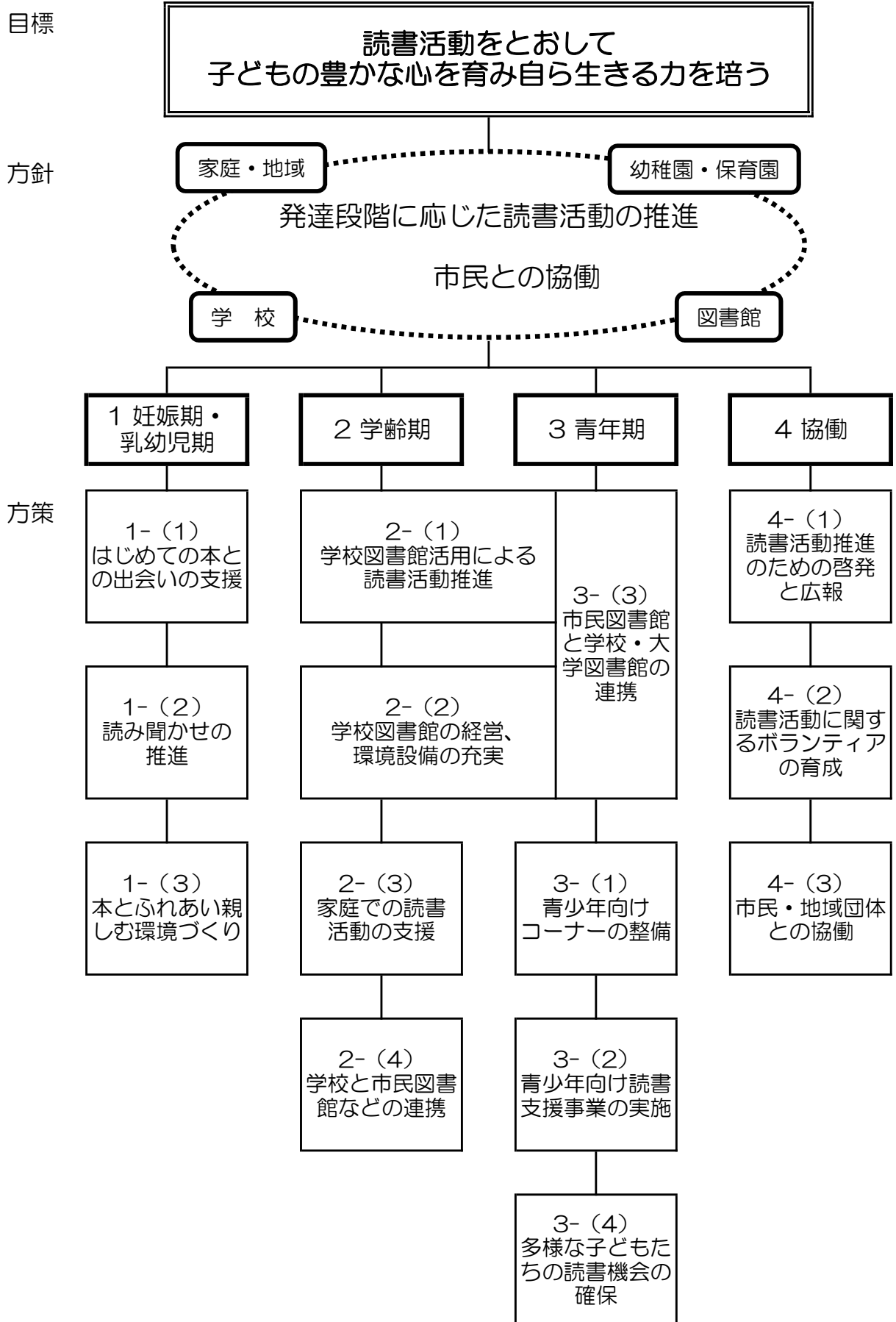
子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。太宰府市では、読書活動をとおして子どもの豊かな心を育み、自ら生きる力を培っていくために、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、発達段階に応じた環境の整備を推進していきます。

(2) 基本方針

本計画においては、全ての方策を「妊娠期・乳幼児期」「学齢期」「青年期」という子どもの発達段階ごとに整理して、各期の課題と取組みを明確にし、全ての発達段階の取組みにおいて支援が必要な子どもへの配慮を欠かさないよう努めながら、その推進を図るものとします。

また、地域・市民が一体となって子どもの健やかな成長を支える読書活動を進めていくために、「協働」を計画の主要な柱の一本とします。

3 施策体系図



取り組み一覧（詳細は次章）

	方策	取組み
1 妊娠期・乳幼児期	(1) はじめての本との出会いの支援	1 ブックスタート及びそのフォローアップ事業
		2 子育て講座での啓発
		3 たより発行などによる保護者への情報提供
	(2) 読み聞かせの推進	4 読み聞かせ・おはなし会の実施
		5 訪問・出張おはなし会
	(3) 本とふれあい親しむ環境づくり	6 絵本コーナーなど絵本と親しむスペースの整備と資料の充実
		7 配慮が必要な子どもの読書を支援する環境整備
		8 保育所（園）・幼稚園などへの団体貸出・配本と情報提供
		9 保育所（園）・幼稚園などの見学受入れ
2 学齢期	(1) 学校図書館活用による読書活動推進	10 学校図書館を活用した調べ学習の充実
		11 学校図書館利用方法の紹介
		12 学校での読書活動の充実
		13 表現の機会の充実
		14 委員会・生徒会活動による主体的な取組みの充実
		15 「読書」に関する日に合わせた取組み
	(2) 学校図書館の経営、環境設備の充実	16 学校図書館の環境整備
		17 学校図書館だよりの発行
		18 学校司書の配置継続と研修機会の充実
		19 デジタル社会に対応した読書環境の整備
	(3) 家庭での読書活動の支援	20 家庭教育学級での読書活動の推進
		21 保護者への啓発
		22 児童図書の情報提供や本を使った調べものの援助の充実
		23 移動図書館の学校乗入れと身近な場所への巡回
		24 子どもが自分で読むことの楽しさを知ることができる環境の整備
(4) 学校と市民図書館などの連携	25 学校支援事業	
	26 児童生徒の見学・職場体験	
	27 特別支援学校・学級への支援	
	28 多様な子どもたちへの読書活動の支援	

取り組み一覧（詳細は次章）

	方策	取組み	
3 青年期	(1) 青少年向けコーナーの整備	29	ヤングアダルトコーナーの環境整備
		30	青少年向け資料の充実と情報提供
	(2) 青少年向け読書支援事業の実施	31	自身の読書活動の成果を発表できる参加体験型事業の実施
	(3) 市民図書館と学校・大学図書館の連携	32	職場体験・実習の受入れ
		33	資料の情報提供や相互貸借などの協力体制及び事業の連携
(4) 多様な子どもたちの読書機会の確保	34	支援が必要な子どものための蔵書の充実	
4 協働	(1) 読書活動推進のための啓発と広報	35	「子ども読書の日」を中心とした読書に関する日の普及啓発の推進
		36	子ども及び一般向け読書推進事業開催
		37	読書に関する情報提供と啓発活動
	(2) 読書活動に関するボランティアの育成	38	読書ボランティアの育成及び地域文庫など読書団体の技量向上を図る講座などの開催
		39	図書館ボランティア育成の講座・情報交換会などの開催
	(3) 市民・地域団体との協働	40	子育てサークル・地域団体の支援・連携
		41	保護者・読書ボランティアの協力による読み聞かせなどの推進
		42	地域文庫・読書ボランティア団体への団体貸出・情報提供
		43	地域文庫・読書ボランティア団体との協働事業の開催及び団体の主体的活動推進
		44	図書館ボランティアによる活動の場の拡大

第3章 推進のための方策

1 妊娠期・乳幼児期

家庭は子どもが初めて本に出会う場であり、生涯にわたる読書習慣の基礎を築く場でもあります。また、妊娠期に胎児に絵本の読み聞かせを行うことは、胎児の成長にも良い影響があるといわれています。

このように、保護者など身近な大人たちからの絵本の読み聞かせは、子どもたちに心地よい安心感とともに、絵本の楽しさを味わいながら健やかな心と生きる力が育まれていく大切な時間です。また、言葉を習得し、感性を育てることなど多様な経験をもたらします。

家族と一緒に過ごすためのツールのひとつが絵本であり、子どもの感性を豊かにし家族の絆を深めるためには、保護者自身が読書に親しめるような工夫が必要です。大人も子どもも楽しめる読書環境の充実や情報提供などを行い、子どもと保護者を支援します。

(1) はじめての本との出会いの支援

生まれてまもない子どもが絵本と出会うために、今後も4カ月児健診時にブックスタート事業、1歳6カ月児健診時にはそのフォローアップ事業を継続します。これら一連の事業をとおして、読書が家族みんなの日常生活の一部となるよう啓発をしていきます。

また、子育て講座の中で、絵本をとおして親子の触れ合いや絵本の大切さについて保護者に啓発を図ります。保護者へ子どもの成長に合わせた絵本の紹介やたよりなどを作成・発行し、広く情報提供を行います。

(2) 読み聞かせの推進

本に対する興味を育み就学以降の自発的な読書習慣につなげるためには、この時期の読み聞かせの経験は欠かすことができません。

妊娠期も含め、子育て支援事業や市民図書館など子どもが集まるさまざまな場面で読み聞かせを実施し、おはなしの楽しさをより身近に感じてもらう機会を増やします。

保護者が集う機会には、読み聞かせの啓発や親子で触れ合う手遊びやわらべうたの紹介などを行います。この他にもこれからもあらゆる機会をとらえ、年齢や季節に応じた読み聞かせやおはなし会の開催に努めます。

(3) 本とふれあい楽しむ環境づくり

幼い子どもがいろいろな本にふれることができる保育の現場において、絵本のコーナーの更なる整備に努めます。

市民図書館では、季節やテーマに沿った本の展示などの中から子ども自身に選んでもらうことができるよう、今後も資料の充実を図ります。また、配慮が必要な子どもに対しても、外国語の資料や布の絵本などの充実を図り読書を支援します。

保育所（園）や幼稚園の資料の充実を補助するために、団体貸出サービスの推進に努め、子どもが本や図書館への興味を持つように、図書館見学などの要望にも応えます。

〈各方策に対する具体的な取組み〉

図書：市民図書館

方策	取組み	取組み内容	実施区分	所管
(1)	1 ブックスタート及びそのフォローアップ事業	全ての家庭で絵本に親しむきっかけをつくるために、引き続き4カ月児健診時に絵本を贈るブックスタート事業とそのフォローアップ事業を行い、本を介して家族の絆を一層深めることを目指します。	継続	文化学習課・図書 子育て支援課
(1)	2 子育て講座での啓発	「絵本について」の講座や啓発チラシの配布などを実施し、子どもの読書活動についての保護者の啓発を図ります。	継続	子育て支援課 社会教育課 文化学習課・図書
(1)	3 たより発行などによる保護者への情報提供	保護者に向けてのたよりや本のリストなどの発行により、絵本やおはなしの情報と楽しさを伝え、家庭での読書活動を支援します。	継続	保育児童課 子育て支援課 文化学習課・図書
(2)	4 読み聞かせ・おはなし会の実施	子育て支援事業や、保育所・市民図書館で日常的・定期的読み聞かせを行うことにより、子どもにおはなしの楽しさを伝えます。	継続	子育て支援課 保育児童課 文化学習課・図書
(2)	5 訪問・出張おはなし会	子育てサークルや学童保育所などからの依頼に応じて読み聞かせやおはなし会を実施し、子どもが絵本と親しむ機会を増やします。	継続	子育て支援課 文化学習課・図書
(3)	6 絵本コーナーなど絵本と親しむスペースの整備と資料の充実	子どものための本のコーナーを確保・整備し、子どもの読書活動を支える資料の充実に努めます。	継続	保育児童課 子育て支援課 文化学習課・図書
(3)	7 配慮が必要な子どもの読書を支援する環境整備	配慮が必要な子どもに対応する児童図書などを充実させ、利用しやすい環境を整えます。	継続	文化学習課・図書
(3)	8 保育所（園）・幼稚園などへの団体貸出・配本と情報提供	団体貸出や移動図書館による配本事業、また、本や読書関連事業に関する情報の提供を行い、保育所（園）・幼稚園などの読書環境の整備を支援します。	継続	文化学習課・図書 保育児童課
(3)	9 保育所（園）・幼稚園などの見学受け入れ	保育所（園）・幼稚園などからの要望に応じて見学を受け入れ、本や図書館への関心を高めます。	継続	文化学習課・図書

実施区分 「継続」：令和5年度まで実施しているもので、令和6年度以降も同様の内容で実施するもの

2 学齢期

学齢期を迎えるころには、子どもの興味や関心は飛躍的に拡大し、さまざまなジャンルの本を楽しむことができるようになってきます。生涯にわたって本に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく大切な時期であるといえるでしょう。学校図書館は、子どもにとって最も身近な図書館であり、子どもの読書活動に大きな影響を与える空間です。学校は、子どもが読書に親しみを持つような環境を整備し、子どもの言語能力を向上させる重要な活動である読書活動を充実させる必要があります。

国においては、平成26年に「学校図書館法」の一部改正、平成28年「学校図書館ガイドライン」などが示され、子どもの読書活動に関連する法の整備が進められてきました。これを受け、本市においては「太宰府市学校図書館基本指針」を策定し、運用しています。

学校教育において、子どもの確かな学力の育成には、言語活動や探究的な学習の充実が必要であり、同時に読書活動を通じて、子どもの豊かな人間性を形成していくことが求められています。

(1) 学校図書館活用による読書活動推進

学習指導要領などを踏まえ、各教科などを横断的に捉え、全教職員が学校図書館の意義と役割を共通理解した上で、教育課程と関連させた学校図書館の利活用を推進します。その際、子どもの発達段階に応じた様々な読書活動（読み聞かせ、ブックトークなど）が継続的に実施できるように、各学年の学習内容との関連を明確にし、指導計画に位置付けます。学習活動の中では、POP、帯づくり、感想文など読んだ本について学んだことや考えたことを表現する機会を充実させます。また、委員会や生徒会による取組を充実させ、児童生徒のアイデアを生かした主体的・自主的な活動を行うことができるよう支援に努めます。

(2) 学校図書館の経営、環境設備の充実

学校図書館は、子どもたちの読書環境の充実に向けて、読書及び学習・情報センターとしての役割が不可欠です。そのために、その経営は校長が館長としての役割を担い、司書教諭や学校司書を中心とした学校全体で行います。子どもと本をつなぐ架け橋となる学校司書については、これからも市内の小・中学校全てに継続して配置し、読書指導や読書相談といった啓発活動のほか、発達段階に応じた蔵書の充実を図ります。

また、特別支援学級に在籍する児童生徒や日本語指導を必要とする児童生徒、特定分野に特異な才能のある児童生徒など、多様な背景をもつ子どもたちの存在が明らかになっています。このような状況に対応するためには、デジタル技術の活用が有効です。読書活動の推進に当たっては、多様な子どもたちを受容し、デジタル機器を利用した読書機会の確保など、取組の充実に努めます。

(3) 家庭での読書活動の支援

子どもは保護者を含め身近な大人をお手本に基本的な習慣を身に付けていきます。自ら読書活動を行うようになるには、大人が読書を楽しむ姿を見せることが大切です。そこで、子どもに対する情報提供や環境整備に加えて、様々な形で保護者などに向けた啓発を推進します。

市民図書館においては、読んでもらう読書からひとりで読む読書への転換期を支援するためのコーナーを設け、情報提供と環境整備を行います。また、各小学校や地域の公園など子どもの利用しやすい場所へ移動図書館を巡回させ、読み物を中心とした本を提供し、家庭での読書を支援します。

(4) 学校と市民図書館などの連携

子どもに本と接する場をより多く提供できるよう、学校は市民図書館などの関係機関と連携を密にすることが重要です。そこで、多様な子どもたちのニーズに応じた図書を提供できるよう、市民図書館訪問や移動図書館の利用などを通じて、全ての子どもが読書に親しむことができる環境の充実に努めます。

また、施設見学や職場体験をとおして市民図書館の仕組みや役割を学ぶことで、読書への関心を高めます。

〈各方策に対する具体的な取組み〉

図書：市民図書館

方策	取組み	取組み内容	実施区分	所管
(1)	10 学校図書館を活用した調べ学習の充実	学校図書館を活用して調べ学習ができるよう、各学年の学習指導との関連を明確にして計画的に指導できるように努めます。	継続	学校教育課
(1)	11 学校図書館利用方法の紹介	学年の始めに、学校図書館オリエンテーションを行い、子どもが学校図書館に親しめるよう推進します。	継続	学校教育課
(1)	12 学校での読書活動の充実	小・中学校の学校生活をとおして、読み聞かせやブックトークなどの子どもの発達段階に応じた読書活動が継続的に実施できるよう、学校の指導計画に位置づけ、更に充実させます。	充実	学校教育課
(1)	13 表現の機会の充実	読んだ本を紹介するPOPづくりや読書感想文コンクールなどへの参加を推奨し、表現する学習活動を充実させます。	充実	学校教育課
(1)	14 委員会・生徒会活動による主体的な取組みの充実	児童・生徒のアイデアを生かして、主体的・自発的な活動を行うことができるよう支援に努めます。	継続	学校教育課
(1)	15 「読書」に関する日に合わせた取組み	「子ども読書の日」や「読書週間」、「文字・活字文化の日」などに合わせた取組みや、学校の特色に応じた読書活動に関する取組みの実施に努めます。	継続	学校教育課
(2)	16 学校図書館の環境整備	学校図書館の環境や蔵書などについて、現状の分析を行い、より効率的な環境整備を進めます。また、多様な子どもたちに対応した資料の充実に努めます。	継続	学校教育課
(2)	17 学校図書館だよりの発行	推薦図書の紹介や学校図書館に関する情報などを図書館だよりに掲載し、子どもが学校図書館に親しめるよう努めます。	継続	学校教育課
(2)	18 学校司書の配置継続と研修機会の充実	学校図書館運営に関わる学校司書の配置を継続するとともに、資質向上のための研修の充実と図書館間の連携を強化します。	継続	学校教育課
(2)	19 デジタル社会に対応した読書環境の整備	電子図書、データベース等の利用を進め、多様な子どもたちの読書機会の確保に努めます。	新規	学校教育課 文化学習課・図書
(3)	20 家庭教育学級での読書活動の推進	子どもの読書活動について保護者が学べるように、「読み聞かせ及び本の重要性」の内容の講師を入れるなど、講師一覧表を充実させ、読書活動の推進を図ります。	充実	社会教育課

〈各方策に対する具体的な取組み〉

図書：市民図書館

方策	取組み	取組み内容	実施区分	所管
(3)	21 保護者への啓発	授業参観やPTA活動、学校だよりなどをおして、保護者へ読書活動の意義を伝えます。	継続	学校教育課
(3)	22 児童図書の情報提供や本を使った調べものの援助の充実	発達段階ごとの図書案内の配布や、図書館ホームページ及び利用者用検索機での案内をおして児童図書の情報提供に努めます。また、本を使った調べものの援助の充実を図ります。	継続	文化学習課・図書
(3)	23 移動図書館の学校乗入れと身近な場所への巡回	各小学校に移動図書館を乗入れ、読み物の読書環境補完を図ります。また、地域の公園など子どもが利用しやすい場所への巡回に努めます。	継続	文化学習課・図書 学校教育課
(3)	24 子どもが自分で読むことの楽しさを知ることができる環境の整備	絵本から読み物へ、読んでもらう読書から自分で読む自立した読書への転換期を支援するために、情報提供と環境の整備に努めます。	充実	文化学習課・図書
(4)	25 学校支援事業	学校の授業支援資料の貸出のほか、学級文庫などの団体貸出や移動図書館の利用をおして、子どもと本の出会いを支援します。	充実	文化学習課・図書 学校教育課
(4)	26 児童生徒の見学・職場体験	施設見学や職場体験を受け入れ、市民図書館の司書の仕事内容などについて学び、読書への関心が高まるように努めます。	継続	文化学習課・図書 学校教育課
(4)	27 特別支援学校・学級への支援	特別支援学校・学級への団体貸出と出張おはなし会を継続実施します。	継続	文化学習課・図書
(4)	28 多様な子どもたちへの読書活動の支援	関係課とも連携し、個々の発達段階や状況に応じたアクセシブルな書籍の案内を充実させる。	新規	文化学習課・図書

実施区分

「継続」：令和5年度まで実施しているもので、令和6年度以降も同様の内容で実施するもの

「充実」：令和5年度まで実施しているもので、令和6年度以降も内容の充実や取組みの再編を図るもの

「新規」：令和5年度までは実施していないが、令和6年度以降新たに実施または実施を予定するもの

3 青年期

青年期（おおむね13歳から18歳まで）は、子どもから大人への過渡期であり、著しい身体的成長とともに精神的な揺らぎが現れます。この年代の子どもたちは、さまざまな葛藤のなかで自己を確立し、社会の一員として自立して生きる力を獲得していかなければなりません。

しかし、小学生から中学生になり、学年が上がるほどに子どもの読書量は減少する傾向にあります。その理由としては、学校生活が多忙になることはもちろんですが、市内中学生へのアンケート結果によると、自分の自由な時間はパソコンやスマートフォンなどソーシャルメディアの利用に充てていることが見受けられます。その反面、読書に対しては知識や情報が得られる、想像力が広がるなど肯定的な意見も多く、学校での授業や一斉読書の時間以外にも自発的な読書につなげる工夫が必要です。

そのためにもこの世代の視点に立ったサービスの充実や図書の収集を行い、市民図書館と各学校図書館とのサービスの連携を図る必要があります。

*本節での取組みは、「学齢期」の中学校における方策に加える形で行うものです。

(1) 青少年向けコーナーの整備

すでに設置している青少年向け YA（ヤングアダルト）コーナーの更なる資料の収集と、関心を高める配置、展示に努めます。特にこの世代の進路に関する資料の収集、情報提供を図ります。

(2) 青少年向け読書支援事業の実施

自身の読書活動を文字や話し言葉にして人に伝えたり、青少年が読書や図書館と主体的に関わることができる参加体験型の読書事業に取り組みます。

(3) 市民図書館と学校・大学図書館の連携

中学・高校・大学からの要望に応じて、職場体験や実習を受け入れます。また、

授業や講義の依頼があれば司書が講師として赴きます。

各学校へ刊行物の情報提供を行い、読書関連事業への協力など読書活動への参加機会の拡大を図ります。また、学校・大学の図書館と市民図書館との連携を深め、学校にいながら市民図書館を利用できるシステムづくりを推進します。

(4) 多様な子どもたちの読書機会の確保

視覚に障がいのある子どもや配慮の必要な子どものために、大活字本、点字の本、朗読 CD、LL ブックなどの蔵書を更に充実させ、積極的に利用していただけるように工夫します。

また、国立国会図書館や福岡県立図書館で行っているデイジー図書などのサービスを、ホームページなどでご案内します。

〈各方策に対する具体的な取組み〉

図書：市民図書館

方策	取組み	取組み内容	実施区分	所管
(1)	29 ヤングアダルトコーナーの環境整備	限られたスペースを活用して、更にこの世代の関心を高める効果的な資料配置と展示方法の改善を図ります。	継続	文化学習課・図書
(1)	30 青少年向け資料の充実と情報提供	この世代の感性・価値観に訴える資料を収集し、時流に即した方法での情報提供に努めることにより、児童書から一般書への移行期の読書を支援します。	充実	文化学習課・図書
(2)	31 自身の読書活動の成果を発表できる参加体験型事業の実施	読書会や本の紹介文づくりなど、自身の読書活動を人に伝える体験型の事業を、機会を捉えて実施します。	充実	文化学習課・図書
(3)	32 職場体験・実習の受け入れ	要望に応じて、職場体験・インターンシップ・実習を受け入れ、読書や図書館への理解を深めます。	継続	文化学習課・図書
(3)	33 資料の情報提供や相互貸借などの協力体制及び事業の連携	図書館だより・新着図書案内の送付や生徒・学生が参加できる図書館事業の情報提供を行うとともに、図書館間の交流を図り、相互貸借協力体制や協力事業を推進します。	充実	文化学習課・図書
(4)	34 支援が必要な子どものための蔵書の充実	視覚に障がいがある子どもや読むだけでは理解が困難な子どものための蔵書を充実させます。	充実	文化学習課・図書

実施区分

「継続」：令和5年度まで実施しているもので、令和6年度以降も同様の内容で実施するもの

「充実」：令和5年度まで実施しているもので、令和6年度以降も内容の充実や取組みの再編を図るもの

4 協働

子どもに読書を勧める大人の読書離れが注目されるようになって久しく、子どもだけに区切らず大人も含めての読書推進が急がれます。

読むことの楽しさ、充実感、満足感など子どもの頃の体験は、心身ともに満たされた人格形成の一翼を担い、その体験を次の世代へと繋いでいくことが大切です。この取り組みを推進していくために「太宰府市子ども文庫・読書サークル連絡協議会」をはじめとして、本市の読書活動には市民が主体的にボランティアとして関わることで、大きな役割を担っています。

すべての子どもが読書活動の恩恵を受けられるように、市民が一体となって読書活動への理解を深めるように情報提供や啓発事業を展開します。

(1) 読書活動推進のための啓発と広報

幼い頃から読書の習慣を身につけるためには、身近な大人も日頃から本を手に取り読書を楽しむことが大切です。子どもの読書活動推進のため、また、大人自身が読書に親しむための啓発と情報提供を行います。

(2) 読書活動に関するボランティアの育成

市民図書館や地域・学校で子どもの読書活動を支える読書ボランティアの活動を支援します。

また、本の補修や整理などに携わる図書館ボランティアを新たに育成するとともに、そのスキルアップのための研修や情報交換会など、活動の活性化を図ります。

(3) 市民・地域団体との協働

地域の子育てサークル・団体への資料の貸出や情報提供をとおして、その活動を支援します。

読書活動に関する個人ボランティアや地域文庫などの読書ボランティア団体との連携を深め、協働の読書活動推進事業を開催するとともに、各人・各団体の主体的な活動を支援・推進します。

<各方策に対する具体的な取組み>

図書：市民図書館

方策	取組み	取組み内容	実施区分	所管
(1)	35 「子ども読書の日」を中心とした読書に関する日の普及啓発の推進	「子ども読書の日」などの読書に関する日について、その趣旨にふさわしい普及啓発を推進します。	継続	文化学習課・図書 社会教育課
(1)	36 子ども及び一般向け読書推進事業開催	読書に関する講座や参加体験型事業などを実施し、読書活動を推進します。	継続	文化学習課・図書
(1)	37 読書に関する情報提供と啓発活動	「広報だざいふ」、「としょかんだより」や市民図書館ホームページで、読書に関する情報提供と啓発活動に努めます。	継続	文化学習課・図書
(2)	38 読書ボランティアの育成及び地域文庫など読書団体の技量向上を図る講座などの開催	学校や市民図書館などで読み聞かせをする読書ボランティアを育成し、また地域文庫などの読書ボランティア団体の技量向上を図る講座などを開催し、その活動を支援します。	継続	文化学習課・図書
(2)	39 図書館ボランティア育成の講座・情報交換会などの開催	本の補修や書架整理などを行う図書館ボランティアを募り、研修や情報交換会を実施して技術や知識の向上を図ります。	継続	文化学習課・図書
(3)	40 子育てサークル・地域団体の支援・連携	地域の子育てサークル・団体への紙芝居などの貸出やサポーター支援講座などを通して、更に活動を支援し連携を図ります。	継続	子育て支援課 文化学習課・図書
(3)	41 保護者・読書ボランティアの協力による読み聞かせなどの推進	学校での読み聞かせやブックトークなど、地域コーディネーターや保護者・読書ボランティアと連携し、子どもの読書活動の支援に更に努めます。	継続	学校教育課 文化学習課・図書
(3)	42 地域文庫・読書ボランティア団体への団体貸出・情報提供	団体貸出による読書環境の整備や、子どもの読書に関する情報の提供などにより、地域文庫や読書ボランティア団体の活動を支援します。	継続	文化学習課・図書
(3)	43 地域文庫・読書ボランティア団体との協働事業の開催及び団体の主体的活動推進	地域文庫等読書ボランティア団体との協働による読書活動推進事業を開催します。また、助成情報の提供や広報協力などにより団体の主体的な活動を推進・支援します。	継続	文化学習課・図書 子育て支援課
(3)	44 図書館ボランティアによる活動の場の拡大	図書館ボランティアの活動の場を広げるとともに、持続的な活動が可能となるよう支援します。	継続	文化学習課・図書

実施区分 「継続」：令和5年度まで実施しているもので、令和6年度以降も同様の内容で実施するもの

参考文献

「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」 令和5年3月28日閣議決定

「福岡県子ども読書推進計画（改訂版）」福岡県教育委員会 平成28年8月

「令和4年度第67回学校読書調査報告」

「学校図書館」2022年11月号 全国学校図書館協議会

「令和4年度子どもの読書活動状況に関するアンケート調査集計結果」福岡教育事務所

「子どもの発達段階ごとの特徴と重視すべき課題」文部科学省 平成21年

(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/053/gaiyou/attach/1286156.htm)

『赤ちゃんと絵本をひらいたら』NPOブックスタート／編著 岩波書店 2010年

『0歳児がことばを獲得するとき』正高信男／著 中央公論社 1993年

『読む力は生きる力』脇明子／著 岩波書店 2005年

『読む力が未来をひらく 小学生への読書支援』脇明子／著 岩波書店 2014年

『読書の発達心理学』秋田喜代美／著 国土社 1998年

『児童サービス論』改訂版 佐藤涼子／著 教育史料出版会 2009年

『ヤングアダルトサービス入門』半田雄二／著 教育史料出版会 1999年

『はじめよう学校図書館12 学校図書館ボランティアへの期待』

對崎奈美子・山田万紀恵／著 2016年

『仕事に行ってきます⑧魚屋の仕事 光司さんの一日』コトノネ編集部／編集企画・文

大垣勲男 野口武悟／監修 社会福祉法人埼玉福祉会 2020年

資料編

用語解説（50音順）

LLブック

「LL」とは、「わかりやすく、読みやすい」というスウェーデン語の略で、読むことに困難を伴いがちな人を対象に、生活年齢に合った内容をわかりやすく読みやすい形で書かれた本である。



学校司書

小学校、中学校及び高等学校に設置される学校図書館において、専任として業務に携わるもの。学校図書館法第6条により「学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員」と規定されている。

学校読書調査

全国学校図書館協議会と毎日新聞社が合同で、全国の小学校4年生から高校3年生を対象として毎年6月に実施していたが、67回目となった令和4年は、全国学校図書館協議会により実施された。「5月1カ月間に読んだ本・雑誌の冊数」などの毎年調査している定例項目に加え、「タブレットやパソコンなどを使った学習の際の意識」「電子書籍の読書経験」について調査された。

GIGA スクール構想

小・中学校などでタブレットやパソコンなどのICT端末を児童生徒に1人1台貸与することと、学校内のインターネット環境を整えていく文部科学省の政策。多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に「個別最適化され、創造性を育む学び」を実現させることを目的としている。

子ども読書の日

4月23日。国民の間に広く子ども読書活動についての関心と理解を深めるととも

に、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために、「子どもの読書活動の推進に関する法律」で定められた。

子どもの読書活動の推進に関する法律

子どもの健やかな成長に資するため、すべての子どもがあらゆる機会と場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を推進することを求めた法律。平成13年12月施行。

第5次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画

子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、令和5年3月28日閣議決定。これは、政府がおおむね5年ごとに策定するもので、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本の方針を示すものである。

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）

【Social Networking Service】人と人との社会的な交流を目的とした会員制のオンラインサービスの総称。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や、趣味や居住地域など互いの共通点やつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する。Webサイトで利用することができる。Facebook（フェイスブック）、LINE（ライン）、Twitter（ツイッター）など。

団体貸出

保育所、幼稚園、学級、地域文庫などの団体に対して、市民図書館の資料を貸し出すこと。

デイジー図書

デイジー（DAISY）とは、Digital Accessible Information System の略で、「アクセシブルな情報システム」と訳されるデジタル録音図書の国際標準規格である。視覚障がいなどにより、普通の印刷物を読むことが困難な方々のために、カセットテープに代わるものとして開発された。

読書週間

10月27日～11月9日。昭和22年11月、「読書の力によって、平和な文化国家を作ろう」という決意のもと、出版社・取次会社・書店、公共図書館に新聞・放送のマスコミ機関も加わって最初の読書週間が開催され、国民的行事として定着した。公益社団法人読書推進運動協議会が主催。

「読書」に関する日

子ども読書の日、読書週間、文字・活字文化の日のほか、絵本週間（3月27日～4月9日）、国際子どもの本の日（4月2日）、教科書の日（4月10日）、こどもの読書週間（4月23日～5月12日）、図書館記念日（4月30日）、学校図書館の日（6月11日）、国際学校図書館月間（10月）、新聞週間（10月15日～10月21日）などがある。

図書館協議会

図書館法及び太宰府市立図書館条例に基づき設置され、館長の諮問に応じ、図書館の運営などについて意見を述べる機関。

読書バリアフリー法

障がいの有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律。正式名称は「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」。さまざまな障がいのある方が、利用しやすい形式で本の内容にアクセスできるようにすることを目指している。

布の絵本

厚地の台布に絵の部分をアップリケし、ボタンやひも、ファスナーなどで留めたり結んだりすることもできる手作りの絵本。おはなしだけでなく、布のぬくもりと生活動作の体験を楽しむことができる。



ブックスタート事業

赤ちゃんと保護者が絵本をとおして、温かく楽しいひと時を持つきっかけをつくる運動。市町村単位で、地域に生まれたすべての赤ちゃんと保護者を対象に、保健センターの0歳児健診などで行われている。

ブックトーク

テーマを決めてそのテーマに関する本を数冊紹介し、本に興味を抱かせ、読書へのきっかけをつくる方法。

POP（ポップ）

カードサイズの紙に書名と短い説明文、イラストなどを手書きして、自分が読んだ本の魅力を、その本を読んだことのない人に紹介するもの。



文字・活字文化の日

10月27日。国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるため、「文字・活字文化振興法」で定められた。読書週間（10月27日～11月9日）の1日目でもある。

ヤングアダルト

【young adults】公共図書館や学校図書館で13歳～19歳の子ども（ティーンエイジャー）をさす言葉として使われている。児童書から一般書への橋渡しとなるこの世代向けの資料をヤングアダルト（YA）資料、またそのコーナーをヤングアダルト（YA）コーナーと称する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日 法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

二 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

三 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

二 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

三 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

四 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

二 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

三 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

第3次太宰府市子ども読書活動推進計画策定の経過

期 日	内 容
令和5年2月2日	第1回第3次太宰府市子ども読書活動推進計画関係課会議開催
令和5年8月25日	第2回第3次太宰府市子ども読書活動推進計画関係課会議開催
令和5年9月22日	第3回第3次太宰府市子ども読書活動推進計画関係課会議開催
令和5年10月5日	第4回第3次太宰府市子ども読書活動推進計画関係課会議開催
令和5年10月25日	第1回太宰府市立図書館協議会において審議
令和5年12月5日 ～令和6年1月8日	第3次太宰府市子ども読書活動推進計画素案のパブリックコメント実施
令和6年1月26日	第5回第3次太宰府市子ども読書活動推進計画関係課会議開催
令和6年2月8日	第2回太宰府市立図書館協議会において審議
令和6年2月28日	太宰府市教育委員会において審議
令和6年3月19日	「第3次太宰府市子ども読書活動推進計画」市長決裁

太宰府市立図書館協議会委員名簿

氏名	所属等
時里 奉明	筑紫女学園 大学文学部長
永利 和則	福岡女子短期大学特任教授・学生部長
藤野 靖代	太宰府市社会福祉協議会立 保育所太宰府園 園長
中村 優子	太宰府市子ども文庫・読書サークル連絡協議会
黒田 可奈子	太宰府市社会教育委員
江口 尋信	太宰府市立太宰府西小学校校長
原 佳織	太宰府市立太宰府東中学校校長

第3次太宰府市子ども読書活動推進計画関係課会議委員名簿

氏名	所属等
比嘉 一人	学校教育課指導主事
永淵 尚子	学校教育課 指導係（学校図書館担当）
判田 敏郎	社会教育課社会教育係長
木村 康子	保育児童課（ごじょう保育所）主任保育士
高松 清美	子育て支援課 子育て応援係長
行武 佐江	太宰府市民図書館 館長
城島 理恵子	太宰府市民図書館 司書
佐藤 寛子	太宰府市民図書館 司書
堀ノ内 龍治	文化学習課長
茂田 和紀	文化学習課文化学習係長
廣見 京子	文化学習課文化学習係

第3次太宰府市子ども読書活動推進計画

発行 令和6年3月

事務局 太宰府市教育委員会文化学習課
(太宰府市民図書館)

〒818-0101 太宰府市観世音寺1丁目3番1号

TEL 092-921-4646

FAX 092-921-4896